

老人保健制度

老人保健制度(老人医療)は、高齢者が医療機関などにかかる際の負担を軽くし、安心して医療を受けられる制度です。

対象は、75歳以上の方(昭和7年9月30日以前に生まれた方を含む)と65歳以上で一定の障害のある方です。

◆高額医療費の償還手続きを

医療機関などの窓口で支払った額が、1か月の自己負担限度額(表1)を超えた方には、高額医療費のお知らせと申請書をお送りしています。申請書に必要な事項を記入のうえ、提出してください(領収書の添付は不要です)。

表1 1か月の自己負担限度額

区分	窓口での負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上の所得がある方(※1)	2割	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。(過去12か月に4回以上高額医療費の支給があった場合は、4回目以降は40,200円)
	一般	1割	40,200円
低所得者(住民税非課税世帯)	II(※2)	1割	24,600円
	I(※3)	1割	15,000円

※1 現役世代の平均的収入以上の所得がある方(住民税課税所得が年額124万円以上の方)とその世帯に属する方。ただし、年収が夫婦2人世帯などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の方は申請すると「一般」の区分になります。
 ※2 受給者が属する世帯員全員が住民税非課税の方(申請が必要です)。
 ※3 受給者が属する世帯員全員が住民税非課税で、各世帯員の所得が必要経費を控除したときすべて0円になる方(申請が必要です)。

表2 入院時の食事負担

区分	1日の食事代	
一定以上の所得がある方	780円	
一般	780円	
低所得者II	90日までの入院	650円
	90日を超える入院(※)	500円
低所得者I	300円	

※長期入院の認定申請が必要(入院日数は、過去1年間です)。

件数と医療費

	病院・調剤	柔道整復師の施術(※)
件数	42,293件	761件
医療費	980,055,140円	13,253,349円

※「柔道整復師の施術」には柔道整復師のほか、はり、きゅう、あん摩・マッサージ、補装具を含みます。



平成17年国勢調査 調査員募集

仕事の内容 決められた調査区内の各家庭(1調査区当たり40〜70世帯)への訪問・調査票の配布、回収、整理など(複数の調査区を受け持つ場合があります) 応募資格 ①20歳以上で税務・警察に直接関係のない方 ②被選挙者、選挙事務

所の職員でない方 ③調査内容の秘密を守る方 調査期間 9月下旬〜10月中旬(8月下旬〜9月上旬に事前説明会があります) 報酬 1調査区当たり4万5千円前後(世帯数で異なります) 申込み 5月31日(火)までに、所定の申込書に記入のうえ、市役所5階501会議室へ持参 ※所定の申込書は、問合せ先(市役所5階501会議室)、東部・西部出張所および各図書館・公民館・地域センターにあります。また、小平市ホームページからダウンロードできます。 問合せ 行政管理課統計係 ☎042(346)9512

平成17年7月採用 市職員募集

募集職種 一般事務 採用予定人数 若干名 応募資格 昭和55年4月2日以降昭和62年4月1日までに生まれた方 試験日 4月24日(日) 提出書類 採用試験申込書、受験票(50円切手をはったもの) 採用試験要項・申込書の配布 3月22日(火)から4月8日(金)まで、職員課(市役所3階)で配布 ※送付で請求する場合は、応募職種を明記のうえ、百20円切手をはった角型うすの返信用封筒(A4サイズ)を同封して、問合せ先まで請求してください。 ※小平市ホームページから採用試験要項・試験申込書類をダウンロードできます(3月22日から)。 申込み ▽持参:4月6日(水)から8日(金)まで

使用しない バイクなどは3月中に 廃車の手続きを 使用しない車両を所有している方、すでに解体、譲渡、盗難などにより所有しなくなった方は、3月31日(木)までに廃車の手続きをしてください。 バイクなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、ご注意ください。 ◆次の窓口で手続きを 百25cc以下の二輪車:市役所市民課庶務係 ☎042(346)9524、資産税課家屋係・資産税係 ☎042(346)9525 百25ccを超える二輪車:東京陸運支局多摩自動車検査登録事務所 ☎042(523)2455 軽三輪・軽四輪車:軽自動車検査協会 ☎042(525)4360 問合せ 市民課 ☎042(346)9521

今月の夜間納税窓口 3月25日(金)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。 とき 3月25日(金) 午後5時〜8時 95228

納税には便利な口座振替を

平成17年度の納税通知書を発送の際、口座振替申請書を同封しますが、第2期からの振替になります。平成17年度第1期から新たに口座振替をご希望の方は、4月18日(月)までに引きのある金融機関または郵便局、市役所収納課におよび東部・西部出張所まで口座振替の手続きをお願いいたします。 なお、すでに手続きをされている方は、申込みは不要です。 問合せ 収納課 ☎042(346)95226

市税の納め忘れはありませんか

平成16年度の市税(市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は、いずれも納期が過ぎました。まだ納めていない方は早急に納付してください。納期を過ぎると延滞金が増える場合があります。 問合せ 収納課 ☎042(346)95227・95228

縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の縦覧

縦覧 縦覧 縦覧

固定資産税 課税台帳の縦覧 縦覧 縦覧

縦覧 縦覧 縦覧

老人保健 医療費通知を お送りします

医療受給者証をお持ちの方で、平成16年11月に診療を受けた方と主に10月に柔道整復師による施術などを受けた方に医療費通知をお送りします。 この通知は、皆さんが健康

固定資産税

固定資産税 課税台帳の縦覧 縦覧 縦覧

縦覧 縦覧 縦覧

縦覧 縦覧 縦覧

縦覧帳簿の縦覧

縦覧 縦覧 縦覧

縦覧 縦覧 縦覧

縦覧 縦覧 縦覧